

福岡県公報

平成31年3月19日
第4077号

目次

告示 (第211号 - 第221号)

- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 1
- 自衛官の募集 (市町村支援課) 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) 3
- 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定 (介護保険課) 3
- 家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施に関する告示について (畜産課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6

公告

- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農山漁村振興課) 7
- 土地改良区の換地計画の適否決定 (農村森林整備課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 9

- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (建築指導課) 10

教育委員会

- 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 11
- 福岡県指定無形文化財の追加認定 (教育庁文化財保護課) 11
- 平成30年度福岡県教育文化表彰 (教育庁総務企画課) 11

公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課) 13

告示

福岡県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本村(a)	飯塚市建花寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本村 (a)	飯塚市建花寺 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第213号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

- (1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官
一般曹候補生

- (2) 自衛官候補生

2 募集期間

平成31年3月1日 (金) から平成31年5月15日 (水) まで

3 受験資格

- (1) 18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
- (2) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

- (1) 一般曹候補生

ア 第1次試験

平成31年5月25日 (土)

イ 第2次試験

平成31年6月27日 (木) ~30日 (日) の間のうち指定する1日

(2) 自衛官候補生

ア 筆記試験

平成31年5月25日 (土)

イ 口述・身体検査

平成31年5月26日 (日) ~28日 (火) の間のうち指定する1日

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所

大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277(小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称(予定)

(1) 一般曹候補生

ア 第1次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学
福岡	福岡市南区筑紫丘1-1-1	純真学園大学
筑後	久留米市国分町100 又は久留米市高良内町2728	陸上自衛隊久留米駐屯地 又は陸上自衛隊前川原駐屯地

イ 第2次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100 又は久留米市高良内町2728	陸上自衛隊久留米駐屯地 又は陸上自衛隊前川原駐屯地

(2) 自衛官候補生

ア 筆記試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学
福岡	福岡市南区筑紫丘1-1-1	純真学園大学
筑後	久留米市国分町100 又は久留米市高良内町2728	陸上自衛隊久留米駐屯地 又は陸上自衛隊前川原駐屯地

イ 口述・身体検査

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100 又は久留米市高良内町2728	陸上自衛隊久留米駐屯地 又は陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第214号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代4月号	雑誌15183-04	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

福岡県告示第215号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指定年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無

介護認定調査 リライフ	R&W福岡 合同会社	出沼 康子 昭和50年10 月24日			
福岡市早良区 西新2-8- 12-502グラ ンドメゾン西 新式番館	福岡市早良区 西新2-8- 12-502グラ ンドメゾン西 新式番館	福岡市早良区 西新2-8- 12-502グラ ンドメゾン西 新式番館 代表	平成31年 3月1日	要介護認定 調査事務	無

福岡県告示第216号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、腐^ミ蛆病及びオーエスキー病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病並びに牛流行熱の発生予察のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	1 血清学的検査（急速凝集反応検査及び酵素免疫測定検査） 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査 3 疫学的検査、臨床検査そ

				他の必要な検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	1 ツベルクリン検査 2 剖検及び病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	1 血清学的検査（予備的抗体検出検査） 2 リアルタイムPCR検査 3 ヨーニン検査 4 補体結合反応検査 5 疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛（死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満96月未満で死亡した場合を除く。）又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体及び月齢若しくは推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査及び臨床検査

		のうち、知事が必要と認めたもの		
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
------	--------------------------	--------------------------------	-------------------------	--------------------------

福岡県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	宮 田 遠 賀 線	前	遠賀郡遠賀町虫生津94番1先から 遠賀郡遠賀町浅木2407番5先まで	10.0 ～ 14.3	179.6
			前	遠賀郡遠賀町虫生津94番1先から 遠賀郡遠賀町浅木2407番5先まで	10.0 ～ 22.0	186.1
			後	遠賀郡遠賀町虫生津94番1先から 遠賀郡遠賀町浅木2407番5先まで	10.0 ～ 15.6	179.6

福岡県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	宮田線 遠賀線	遠賀郡遠賀町虫生津94番1先から 遠賀郡遠賀町浅木2407番5先まで

福岡県告示第219号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年1月17日農林水産省告示第50号（3、5に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年12月福岡県告示第2026号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第221号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう）に係るものを除く）で定めるところによる。

昭和63年3月4日農林水産省告示第202号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成30年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小 川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調 査 地 域
北九州市	小倉南区 沼緑町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼本町二丁目・三丁目、葛原東一丁目・二丁目・五丁目、大字沼、葛原高松一丁目、葛原本町四丁目・五丁目・六丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目の各一部
福岡市	西区 愛宕二丁目・三丁目の各一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字伊加利・大字位登の各一部
柳川市	矢加部、立石、金納、蒲生
大川市	一木、津、小保の各一部
行橋市	西宮市五丁目の一部
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部
春日市	光町、宝町、大和町
古賀市	谷山の一部
宮若市	四郎丸・山口の各一部
みやま市	瀬高下庄の一部

糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山の一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡糸田町	打越・下糸田の各一部
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	節丸・光富・上原・吉岡・綾野・下原の各一部
築上郡上毛町	大字矢方・緒方・尻高の各一部

変更後

調査を行う者の名称	調 査 地 域
北九州市	小倉南区 沼緑町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼本町二丁目・三丁目、葛原東一丁目・二丁目・五丁目、大字沼、葛原高松一丁目、葛原本町四丁目・五丁目・六丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目の各一部
福岡市	西区 愛宕二丁目・三丁目の各一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字伊加利・大字位登の各一部
柳川市	矢加部、立石、金納、蒲生
大川市	一木、津、小保の各一部
行橋市	西宮市五丁目の一部
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部
春日市	光町、宝町、大和町
古賀市	谷山の一部
宮若市	四郎丸・山口・芹田の各一部

みやま市	瀬高町下庄・高田町海津・高田町竹飯の各一部
糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山の一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡糸田町	打越・下糸田の各一部
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	節丸・光富・上原・吉岡・綾野・下原の各一部
築上郡上毛町	大字矢方・緒方・尻高の各一部

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成31年3月4日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
道手東土地改良区	換地計画書の写し (道手東地区(田川市))	平成31年3月19日から 平成31年4月17日まで	田川市役所

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（航空測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
犬鳴川他18河川 直方市、宮若市及び鞍手郡内	平成31年2月14日から 平成31年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市 大入地区（糸島市二丈）	平成31年2月25日から 平成31年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基準点測量 都島展望公園道路区域確定測量業務委託

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区地内	平成31年2月20日から 平成31年3月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後市熊野（国道209号）	平成31年3月8日から 平成31年3月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
2級基準点測量 1km
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区一円	平成31年2月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市（門司区・小倉北区・小倉南区・若松区・八幡西区）	平成31年2月28日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
久山町上久原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成元年3月14日から平成33年3月31日まで
- 3 施行地区
久山町大字久原字松浦、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇、字橋本及び字池上の各一部
- 4 事務所の所在地
糟屋郡久山町大字久原1080番地3
- 5 設立認可の年月日
平成元年3月14日
- 6 変更認可の年月日

平成31年3月7日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

大牟田都市計画下水道の変更（大牟田市決定）（平成31年2月21日大牟田市告示第188号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町片峰一丁目2074番1及び2077番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町片峰二丁目6番17号
吉村 定

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宮若市沼口字植田778番1、782番1、782番3、782番4、784番1、784番3から784

番6まで、784番9から784番13まで、785番2及び786番2並びに字中川原799番1、799番3、800番1、800番3から800番7まで、801番、802番1、802番3、802番4、804番1、804番3から804番6、805番1、805番3、806番3、806番4、807番2、811番5、811番6、811番8、811番11、811番12、814番2、815番4、815番13、815番14及び816番3から816番5まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目3番23号

西田商運株式会社

代表取締役 西田 眞壽美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町新宮東四丁目1116番3、1116番14及び1116番15
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区馬出一丁目18番3号
株式会社新興精機
代表取締役 松井 英享

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成31年3月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（3）第15504号	管弦不動産有限会社 代表者 小出理恵	福岡市中央区清川3-1-10

2 聴聞期日及び場所

平成31年3月27日（水曜日）午後2時00分

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁行政棟7階建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

教育委員会

福岡県教育委員会告示第1号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定により、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成31年3月19日

福岡県教育委員会

建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在地
旧緒方家住宅 附石垣	1棟	主屋 正面16.7m、側面14.3m、木造、平屋建 一部二階建、切妻造、北面・東面・南 面・西面下屋附属、棧瓦葺、北面玄関 附属、入母屋造、本瓦葺	大川市	大川市大字酒 見256番地1	大川市大 字小保181 番地
		附 石垣 正面西側6.7m、正面東側10.8m			

福岡県教育委員会告示第2号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第23条第5項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定無形文化財に同表右欄の保持者を追加して認定する。

平成31年3月19日

福岡県教育委員会

左欄		右欄		
名称	関係告示	氏名	生年月日	住所
博多人形 博多人形 制作技術	昭和63年福岡県教育委員会告示第2号	稲富 昭満	昭和16年3月5日	福岡市早良区早良六丁目18番50号
		川崎 幸子	昭和18年7月23日	福岡市中央区白金二丁目14番24号
	平成9年福岡県教育委員会告示第91号	國崎 信正	昭和15年12月23日	福岡市東区舞松原一丁目15番3号
		武吉 國明	昭和16年1月29日	福岡市西区大字羽根戸803番地4
		三宅 隆	昭和10年11月20日	福岡市南区若久六丁目22番28号

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県教育委員会表彰規則（昭和44年福岡県教育委員会規則第10号）第2条の規定に基づき、平成30年度福岡県教育文化表彰を受けたものを、同規則第5条の規定により次のように告示する。

平成31年3月19日

福岡県教育委員会

〔児童生徒の部〕

（個人）

表彰年月日

所 属 名

氏 名

平成31年3月16日	福岡市立愛宕小学校	江見 一夏
〃	上毛町立友枝小学校	桑原 凜
〃	福岡雙葉高等学校	占部 李佳
〃	福岡県立福岡高等学校	久保 真花

〃	福岡県立太宰府高等学校	砂川きらら
〃	福岡県立大川樟風高等学校	中釜 賢登
〃	福岡県立荊田工業高等学校	三井 健
〃	東福岡高等学校	安河内 粹
〃	北九州工業高等専門学校	井上 航
〃	みやま市立高田中学校	永江孝二郎
〃	みやま市立高田中学校	野田 楓磨
〃	祐誠高等学校	内野 艶和
〃	祐誠高等学校	児島 直樹
〃	東福岡高等学校	出口 晴翔
〃	北九州市立高等学校	山口 真実

(団体)

表彰年月日	団体名
平成31年3月16日	田川市立鎮西中学校
〃	福岡市立姪浜中学校吹奏楽部
〃	精華女子高等学校吹奏楽部
〃	福岡県立福岡工業高等学校ラジオ部
〃	福岡工業大学附属城東高等学校吹奏楽部
〃	福岡県立明善高等学校化学部
〃	福岡県立門司学園高等学校吹奏楽部
〃	福岡県立八幡中央高等学校書道部
〃	中間市立中間東中学校男子卓球部
〃	福岡県立青豊高等学校ダンス部
〃	中村学園三陽高等学校ヨット部
〃	中村学園女子高等学校剣道部
〃	久留米市立南筑高等学校女子柔道部
〃	福岡工業大学附属城東高等学校ダンス部
〃	福岡第一高等学校男子バスケットボール部
〃	福岡第一高等学校ボウリング部
〃	第53回全国都道府県対抗自転車競技大会福岡県女子選手団
〃	第32回全国都道府県対抗中学バレーボール大会福岡県選抜男子チーム
〃	第13回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会福岡県中学生選抜チーム
〃	第73回国民体育大会バスケットボール競技会少年男子福岡県選手団

[一般の部]

1 社会教育部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
平成31年3月16日	福岡県公民館連合会	前会長	中嶋 裕史
〃	一般社団法人ガールスカウト福岡県連盟	前連盟長	藤松 光江

(団体)

表彰年月日	団体名
平成31年3月16日	北九州市立田野浦小学校 P T A
〃	荊田町立南原小学校 P T A
〃	福岡市立若宮小学校 P T A
〃	福岡県立田川高等学校 P T A
〃	飯塚の歴史を語る会「日有喜」
〃	田川市立図書館
〃	はらっぱの会

2 体育・スポーツ部門

(個人)

表彰年月日	所属名	学年	氏名
平成31年3月16日	日本大学	3年	貝原 涼太
〃	九州産業大学	3年	片山 花女

(団体)

表彰年月日	団体名
平成31年3月16日	第10回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会福岡県チーム
〃	第73回国民体育大会自転車競技会男子福岡県選手団
〃	第73回国民体育大会柔道競技会女子福岡県選手団

3 学校保健部門

(個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
平成31年3月16日	一般社団法人福岡市医師会	学校医	岡田象二郎
〃	一般社団法人福岡市医師会	学校医	緒方 佳晃
〃	公益社団法人北九州市医師会	学校医	藤井 清一
〃	一般社団法人小倉歯科医師会	学校歯科医	久保 哲郎
〃	一般社団法人大川三潁歯科医師会	学校歯科医	松藤 幸治
〃	一般社団法人八女筑後歯科医師会	学校歯科医	柳迫 正俊
〃	一般社団法人若松薬剤師会	学校薬剤師	小野 勝友

〃 一般社団法人福岡市薬剤師会 学校薬剤師 冨永 計久
 〃 一般社団法人飯塚薬剤師会 学校薬剤師 松岡 央

4 教育行政部門
 (個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
平成31年3月16日	宮若市教育委員会	元委員長	北崎 洋子
〃	水巻町教育委員会	元委員長	原 弘
〃	苅田町教育委員会	元委員長	矢鳴ミツ子

5 学校教育部門
 (個人)

表彰年月日	所属名	職名	氏名
平成31年3月16日	筑紫野市立原田小学校	前校長	井口 司
〃	北九州市立大里柳小学校	前校長	佐藤 文俊
〃	小郡市立大原中学校	前校長	松枝 昭生
〃	北九州市立門司総合特別支援学校	前校長	金田 孝一
〃	福岡県立北九州高等学校	校長	久保 英二
〃	福岡県立新宮高等学校	校長	谷口 茂敏
〃	福岡県立直方高等学校	校長	吉丸 昌明

(団体)

表彰年月日	団体名
平成31年3月16日	久留米市立江上小学校
〃	福岡県立福岡工業高等学校

公安委員会

福岡県公安委員会規則第6号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成31年3月19日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 県道の部筑紫野筑穂線の項の次に次のように加える。

米多比谷山古賀線	古賀市川原1272番9先から同市谷山1040番5先まで
----------	-----------------------------

別表第1 市道の部京田・馬渡線の項の次に次のように加える。

谷山・小竹線	古賀市谷山906番1先から同市青柳町275番1先まで
--------	----------------------------

別表第1 市道の部工業団地1号線の項の次に次のように加える。

町川原16号線	古賀市青柳町274番1先から同市青柳町74番先まで
---------	---------------------------

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。